3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年10月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成22年１月14日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成21年10月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ダイケンホーム株式会社　加藤　猛雄　大阪府大阪市北区堂島１―６―20　国土交通大臣許可（特―19）第19085号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年10月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成22年１月14日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成21年８月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　住田建設株式会社　藤谷　義一　兵庫県西宮市西宮浜２―30　国土交通大臣許可（般特―19）第2355号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年８月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成22年１月14日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成21年11月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社キタムラ　坂本　速人　奈良県五條市五條１―４―19　国土交通大臣許可（特―18）第13850号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年11月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成22年１月14日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成21年11月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　泉陽機工株式会社　山田　勇作　大阪府大阪市浪速区元町１―８―15　国土交通大臣許可（般特―18）第16793号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業並びに土木工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年11月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成22年１月14日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成21年11月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　栗本橋梁エンジニアリング株式会社　徳山　貴信　大阪府堺市堺区大浜西町２―２　国土交通大臣許可（特―19）第22259号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年11月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成22年１月14日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成21年11月20日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社辻本龍松園　辻本　忠弘　大阪府大阪市中央区難波５―１―60　国土交通大臣許可（特―19）第15847号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年11月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成22年１月14日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成21年11月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　関西建設工業株式会社　平岡　勝功　兵庫県神戸市西区大津和１―６―２　国土交通大臣許可（特―16）第3693号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年11月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成22年１月14日
国土交通大臣　前原　誠司

種	類	実施時期	提供範囲	縮尺レベル	摘　要
基盤地図情報	行政区画の境界線及び代表点、道路縁、軌道の中心線、標高点、海岸線、水涯線、建築物の外周線、市町村の町若しくは字の境界線及び代表点	平成20年	（注１）	2500レベル以上	標高点は独立標高点のみ
〃	〃	平成21年	（注２）	〃	〃
〃	標高点（ＤＥＭ）	平成20年	（注３）	〃	データ間隔は0.2″間隔グリッド（１区画30″×30″）

備考　地図の刊行日　平成22年１月15日
上記の基盤地図情報は、測量法第27条２項及び地理空間情報活用推進基本法第18条２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。